

# 龍ヶ崎市指定管理者による公共施設の 管理運営について(基本方針)

平成25年4月

龍ヶ崎市

# 目 次

1	はじめに	1
2	指定管理者制度の概要	2
	(1) 概要	2
	(2) 期待される効果等	4
3	現状と課題	5
	(1) 現状	5
	(2) 課題	7
4	基本方針	8
	(1) 適用施設など	8
	(2) 仕様	9
	(3) 選定方法	10
	(4) 他の施策との整合性	11
	(5) 履行の確認及び指示, 指導・監督の徹底	12
	(6) 個人情報保護及び情報公開	12
5	評価の実施	13
6	検討組織	13
	(参考)	14
	指定管理者の指定手続き	14
	本制度適用施設の更新時期及び適用に向けて検討中の施設	19

## 1 はじめに

指定管理者制度（以下「本制度」という。）とは、地方公共団体が設置する「公の施設（地方自治法第244条第1項）」の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときに、法人その他の団体に当該公の施設の管理を行わせる制度（地方自治法第244条の2第3項）で、平成15年に創設されたものである。

本市においては、外郭団体等に管理を委託していた公の施設に本制度を適用するための方針や手続きなどを定めた「指定管理者制度の導入に向けて」を平成17年2月に策定、平成18年4月には7施設を対象に初めて本制度を適用し、その後1回の指定更新を経て今日に至っている。

さて、我が国の少子高齢社会の進行や長引く景気の低迷、厳しい財政状況などを背景に、従来にも増して行政改革の推進が要請されている。このため、大きな財政負担を伴う公共施設の効率的な管理運営は必須となっている。また、公共施設から提供するサービスに対する需要が高度化・多様化する中では、より柔軟性をもった対応も求められている。つまり、公共施設のコストパフォーマンスの向上は時代の要請ともいえる。

このため、本制度の適用後7年が経過しようとしている今、これまでの取組を検証したうえで、本制度の効果的な運用について整理するとともに、既定の適用施設にとどまることなく、より幅広い施設において本制度を適用することが肝要と考えたところである。さらに、新たな取組である「龍ヶ崎市公共施設再編成の基本方針」や、PFIなど官民連携による公共施設の整備手法などとの関係性についても考慮しなければならない。

このような事情の下、本制度の趣旨及び本市のこれまでの実績を踏まえ、指定管理者による公共施設の管理運営に関する今後の基本的な考え方をまとめたものが本方針である。これにより、平成26年4月以降に更新を迎える施設ばかりではなく、新たに本制度を適用する施設について、指定管理者による効果的な管理運営を確保しようとするものである。

したがって、本方針は、公の施設全般を対象としたものであり、本制度創設期における限定した施設を対象に策定した「指定管理者制度の導入に向けて」とは大きく異なるものである。指定管理者による柔軟な管理運営が公共施設のコストパフォーマンスを向上させて、市民福祉の増進及び地域経営に資することを期待するものである。

## 2 指定管理者制度の概要

### (1) 概要

従前の管理委託制度は、受託主体が公共団体、公共的団体又は地方公共団体が出資した団体に限定されていたこと、しかも、受託範囲が管理の事務及び業務に限られ、受託者の裁量・判断が働きづらいという特徴があった。

こうした欠点の解消を目的に創設されたのが本制度である。このため、受託主体は、個人を除き、NPOを含む民間事業者や法人格を有しない団体（以下「民間事業者等」という。）に拡大された。さらに、施設の管理権限を民間事業者等に付与することで、民間事業者等のノウハウや創意工夫が活かされたサービス向上及びコスト削減が期待されることとなった。

手続き面では、公の施設の管理を委ねる行為が、契約によるのではなく、議会の議決を経て指定すること、及び公の施設の使用許可を、設置者（地方公共団体）ではなく管理者（指定管理者）が行うことなどの改正点もある。

表 1 管理委託制度と本制度の相違点

	管理委託制度（従前）	本制度
受託主体	公共団体、公共的団体、地方公共団体が出資した団体	民間を含む団体（個人は不可）
管理者の定め方	相手方を条例で規定	議会の議決を経て指定
法的性格	委託契約	議会の議決を得た行政処分
条例の規定	管理委託する旨・相手方・委託の範囲	指定手続、管理の基準、管理業務の範囲
公の施設の管理権限	設置者たる地方公共団体が有する	指定管理者が有する ※「管理の基準」「業務の範囲」は条例で定める
①施設の使用許可	受託者ではない	指定管理者が行うことができる
②基本的な利用条件の設定	受託者ではない	条例で定めることを要し、指定管理者ではない
③不服申し立てに対する決定、行政財産の目的外使用の許可	受託者ではない	指定管理者ではない
公の施設の設置者としての責任	地方公共団体	
利用者に損害を与えた場合	地方公共団体にも責任が生じる	
利用料金制度	採用できる	採用できる
指示等	必要な指示のみ	必要な指示のほか、指定の取消、業務停止命令も可能

また、公の施設とは、地方自治法第 244 条第 1 項において、「住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するために地方公共団体が設置する施設」と定められており、公の施設の設置については地方自治法第 244 条の 2 第 1 項に「その設置及び管理に関する事項は条例で定めなければならない」と定められている。要約すると次の要件を満たすものである。

- ア 施設を設置した普通地方公共団体の住民の利用に供するための施設であること。
- イ 住民の福祉を増進する目的をもって、普通地方公共団体により設置された物的施設であること。
- ウ 法律又は条例の規定により設置されているものであること。

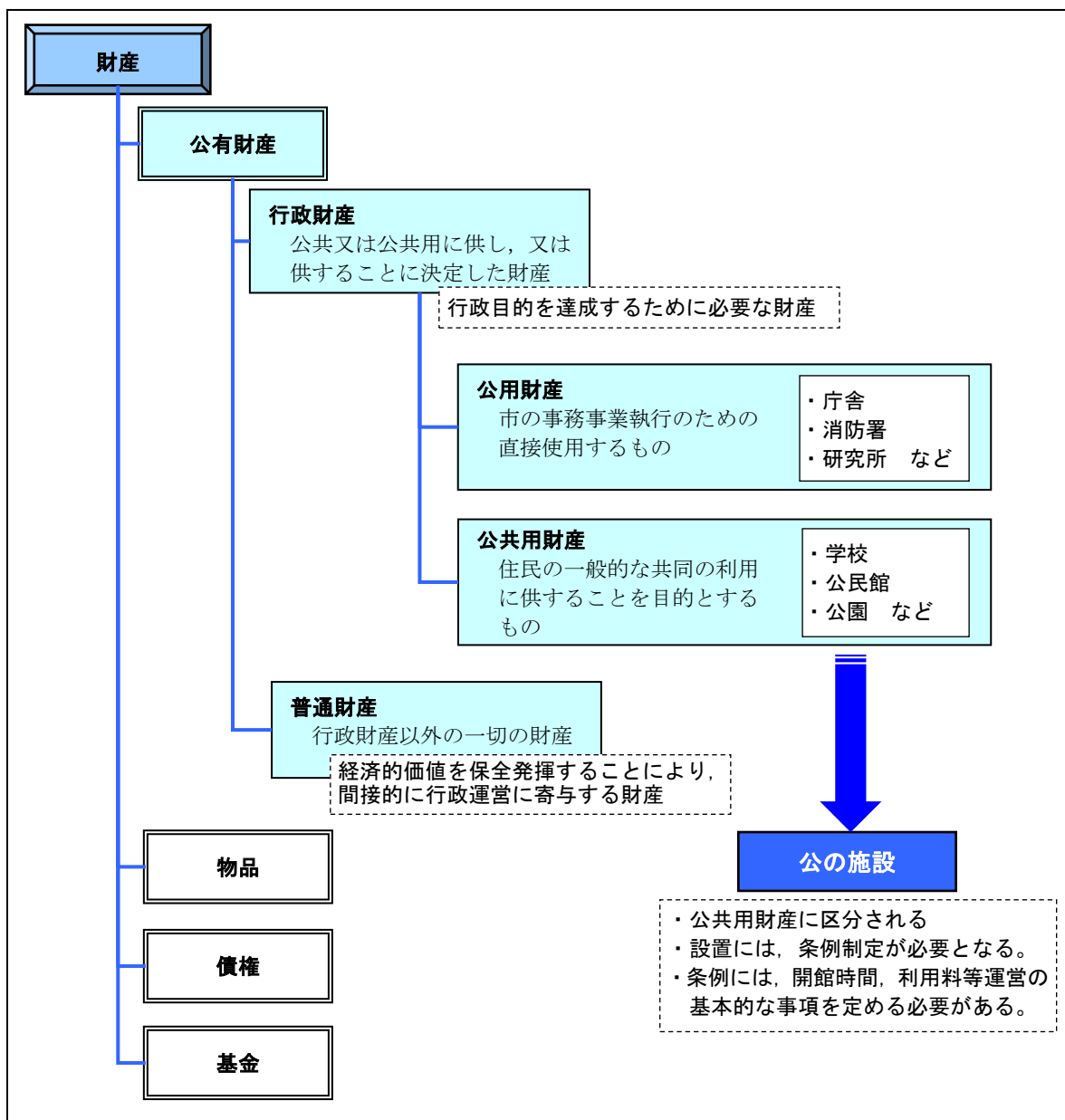


図 1 財産の分類と公の施設

## (2) 期待される効果等

---

本制度を適用した場合の主なメリット及びデメリットは、次のとおりである。

### ① メリット

- ア 民間事業者等のノウハウや創意工夫を活用することで、利用者に対するサービスの向上が期待できる。
- イ 施設の管理に期間を定め、PDCA サイクルを明確にすることで、サービスの改善に生かすことができる。
- ウ 指定管理者の選定手続きを公募とすることで競争原理が作用し、また、民間事業者等の経営ノウハウによる管理コストの削減も期待できる。

### ② デメリット

- ア 短期間で指定管理者が交代した場合、ノウハウの蓄積を妨げるおそれがある。
- イ コスト削減のみに着目した過度の管理コストの削減が行われた場合、サービスの低下や指定管理者の下で働く者の労働環境の悪化を招くおそれがある。

### 3 現状と課題

#### (1) 現状

平成 25 年 1 月 1 日現在の施設別の指定管理の状況は、表 2 のとおりである。本制度の適用は、9 施設にとどまっている。本制度の対象と考えられる主な施設は、表 3 のとおり 49 施設であることから、適用率（適用施設数を対象施設数で除したもの。）は 18.4%という状況である。

また、指定管理者の選定方法をみると、特命方式により 6 施設を選定しており、公募方式による選定は 3 施設となっている。

表 2 指定管理施設一覧

	区分	業務内容	指定期間	指定管理者	選定方法
1	佐貫駅東駐輪場	駐輪場管理運営全般	H23. 4. 1～ H28. 3. 31	日本環境マネジメント株式会社	公募
2	佐貫中央第 1 駐輪場	駐輪場管理運営全般	H21. 9. 1～ H26. 3. 31	サイカパーキング株式会社	公募
3	佐貫中央第 2 駐輪場	駐輪場管理運営全般	H21. 9. 1～ H26. 3. 31	サイカパーキング株式会社	公募
4	総合福祉センター	老人福祉施設の管理運営全般	H21. 4. 1～ H26. 3. 31	社会福祉法人龍ヶ崎市社会福祉協議会	特命
5	ふるさとふれあい公園	アトリエ、多目的広場、ゲートボール場等の管理運営全般	H21. 4. 1～ H26. 3. 31	社会福祉法人龍ヶ崎市社会福祉協議会	特命
6	農業公園豊作村	交流ターミナル施設、湯ったり館、多目的広場等の管理運営全般	H23. 4. 1～ H26. 3. 31	財団法人龍ヶ崎市まちづくり・文化財団	特命
7	龍ヶ岡市民農園	農園、管理棟の管理運営全般	H23. 4. 1～ H26. 3. 31	財団法人龍ヶ崎市まちづくり・文化財団	特命
8	文化会館	文化会館大・小ホール等の管理運営全般	H23. 4. 1～ H26. 3. 31	財団法人龍ヶ崎市まちづくり・文化財団	特命
9	歴史民俗資料館	歴史民俗資料館の管理運営、市史編纂等全般	H23. 4. 1～ H26. 3. 31	財団法人龍ヶ崎市まちづくり・文化財団	特命

（平成 25 年 1 月 1 日現在）

※財団法人龍ヶ崎市まちづくり・文化財団の指定は、本市が出資する財団法人の合併に伴い、旧財団法人龍ヶ崎市文化振興事業団及び旧財団法人龍ヶ崎市農業公社の残指定期間を再指定したものである。



図 2 本制度を導入している主な施設

表 3 本制度の適用が考えられる主な施設一覧

区分	業務内容
佐貫駅東駐輪場	駐輪場の管理運営全般
佐貫中央第1駐輪場	駐輪場の管理運営全般
佐貫中央第2駐輪場	駐輪場の管理運営全般
佐貫駅東口広場駐車場	駐車場の管理運営全般
総合福祉センター	老人福祉施設の管理運営全般
ふるさとふれあい公園	アトリエ、多目的広場、ゲートボール場等の管理運営全般
農業公園豊作村	交流ターミナル施設、湯ったり館、多目的広場等の管理運営全般
龍ヶ岡市民農園	農園、管理棟の管理運営全般
文化会館	文化会館大・小ホール等の管理運営全般
歴史民俗資料館	歴史民俗資料館の管理運営、市史編纂等全般
総合運動公園（3施設）	たつのこアリーナ、たつのこフィールド、たつのこスタジアムの管理運営全般
その他スポーツ施設（11施設）	総合運動公園と一体で、受付等のワンストップサービス化
中央図書館	図書館の管理運営全般
森林公園	森林公園の管理運営全般
子育て支援センター「さんさん館」	子育て支援センター「さんさん館」の管理運営全般
元気サロン松葉館	元気サロン松葉館の管理運営全般
コミュニティセンター（13施設）	コミュニティセンターの管理運営全般
市民活動センター	市民活動センターの管理運営全般
市営斎場	市営斎場の管理運営全般
市街地活力センター「まいん」	市街地活力センター「まいん」の管理運営全般
にぎわい広場	にぎわい広場の管理運営全般
市営住宅（4施設）	市営住宅の管理運営全般（※家賃決定などは除く）

（平成 25 年 1 月 1 日現在）



## (2) 課題

### ① 適用施設

本制度の適用率は18.4%と、全国平均26.7%（平成24年11月総務省資料「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果」）と比べ低水準となっている。この原因は、従前の管理委託制度下において外郭団体等に管理を委託していた公の施設について、本制度に移行することを最優先としてきた事情によるものであるが、本制度の認知度や定着状況を勘案すると、適用施設の拡大が課題である。

### ② 適用業務

現在の適用施設は、そもそも従前の管理委託制度の下、外郭団体等に管理を委託していた施設であることなどから、業務改善効果が発現しづらい特性を有している。

民間事業者等のノウハウや創意工夫が施設の管理運営に生かされることが本制度適用の大きな目的でもあり、適用施設の選定においては、よりノウハウや創意工夫の発揮が期待される業務を重視する必要がある。

### ③ 選定方法

指定管理者の選定方法は、特命方式が多数を占めている。これは、従前の管理委託制度からの移行に伴う外郭団体等の経営面に与える悪影響を勘案してきた事情によるものであるが、競争原理の作用によるコスト削減効果が本制度の適用効果でもあり、民間事業者等に適する業務については、公募方式による選定が肝要である。

### ④ インセンティブの付与など

本制度の運用においては、指定管理者の自発性を促す観点から、経営努力が報われる仕組みの採用が肝要である。

これとともに、仕様内容の改善など、指定管理者の裁量範囲を拡大する工夫が必要である。

### ⑤ デメリット対策

本制度のデメリットである、短期間で指定管理者が交代した場合、ノウハウの蓄積を妨げるおそれがあること、及びコスト削減にのみ着目した過度の管理コストの削減が行われた場合、サービスの低下や指定管理者の下で働く者の労働環境の悪化を招くおそれがあることについて、対策を講じる必要がある。

## 4 基本方針

### (1) 適用施設など

#### ① 基本原則

主な施設の管理運営（表3）は、原則として本制度によることとするが、本市が直接管理運営を行っている施設については、「龍ヶ崎市公共施設再編成の基本方針」を踏まえつつ、段階的に本制度を適用するものとする。

また、既に本制度を適用した施設は、検証・評価をした上で本制度による管理運営を継続するものとする。

指定管理者による場合と比べ、本市が直接管理運営した方がメリットがあると認められる場合は、本制度は適用しないものとする。

#### ② 優先検討事項

本制度の適用拡大の検討においては、次の視点に留意し、民間事業者等のノウハウ・創意工夫を生かしたサービス向上やコスト削減が期待される施設・業務を優先するものとする。

ア サービス向上の視点から、本制度の適用が効果を発揮すると認められるか。

イ コスト削減の視点から、本制度の適用が効果を発揮すると認められるか。

この場合においては、歳出削減策にとどまらず、利用者増や稼働率向上を基調とした収入増加策と合わせた実負担額の削減の視点に留意するものとする。

ウ 利用者の増加や稼働率の向上の視点から、本制度の適用が効果を発揮すると認められるか。

#### ③ 適用可否の検討事項

本制度適用済み施設の更新及び新規適用の可否については、当該施設の特性や形態等に応じ、次の観点から検討を進めるものとする。

##### ア 更新適用施設

本制度の適用済み施設の更新時においては、利用者の意見や費用対効果など様々な角度から管理運営業務を検証・評価したうえで、本制度の適用の可否を総合的に判断する。

イ 新規適用施設（既存施設）

既存施設に本制度を新規に適用しようとする場合は、予想される効果を踏まえ、直営による管理運営を継続するか、本制度を適用するかを総合的に判断する。

ウ 新規適用施設（新規施設）

新規に供用を開始する施設にあたっては、企画段階において、当該施設の管理運営を直営によるか、本制度によるかを明確にしたうえで計画を進めるものとする。

エ 適用外施設

本制度は、公の施設（公共用財産）を対象とするものであることから、市の事務事業執行のため直接使用する施設（公用財産）には適用しない。

## (2) 仕様

### ① 基本的事項

民間事業者等のノウハウ・創意工夫がより発揮されるよう仕様書を工夫するものとする。

したがって、業務履行において指定管理者との間で齟齬が生じないようにまずは基本的事項を明確化したうえで、仕様書には基本的事項はもとより、自発的な取組を促す旨を記載するものとする。

さらに、定期的に指定管理者の履行内容を確認のうえ、必要な指示を行うとともに、指定管理者からも業務改善やコスト削減等に関する意見を聴取し、当該改善事項等を速やかに当該施設管理に反映させるものとする。

### ② 指定期間

指定管理者によるノウハウの蓄積を促すため、指定期間はおおむね5年程度を基本とする。

一方、当該施設整備に際し、PFI その他の資金調達・整備手法などを用いた場合は、そのメリットを享受するため、長期にわたる指定期間として差し支えないものとする。

### ③ 利用料金制度

指定管理者の自発性を促し、また、経営努力が報われる仕組みとして、利用料金制度の活用を積極的に検討するものとする。ただし、利用料金制度は、施設の性格により適否が分かれることから、当該施設特性を考慮するものとする。

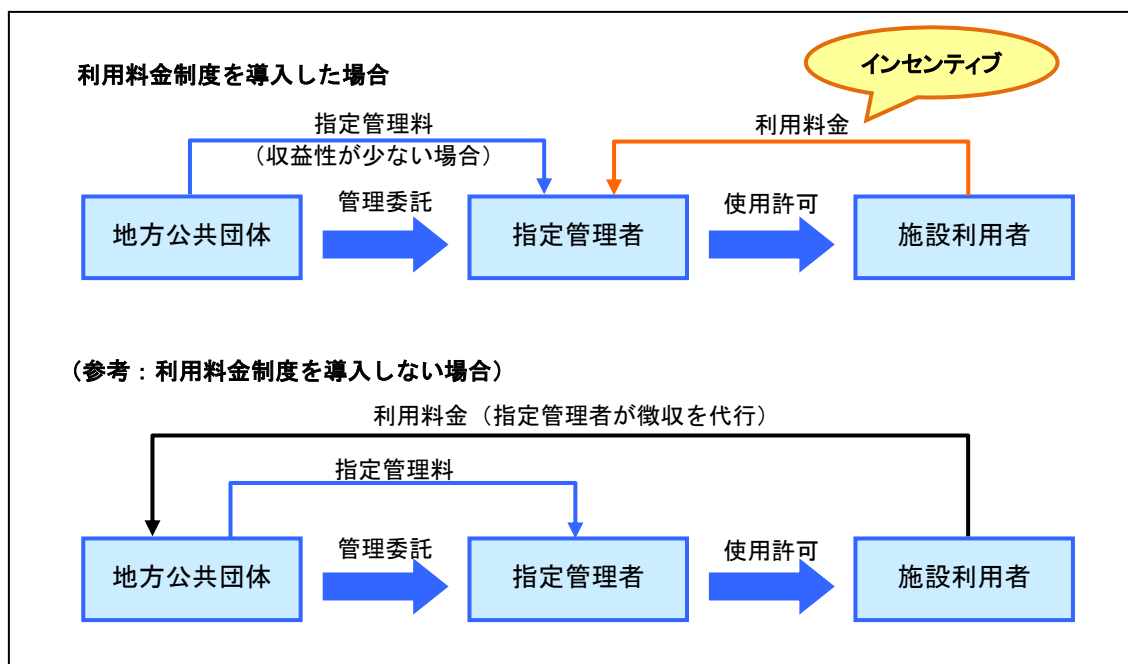


図 3 利用料金制度の仕組み

### (3) 選定方法

#### ① 基本的事項

指定管理者の選定方法を大別すると、公募方式と非公募方式である。

公募方式は、競争原理によるコスト削減効果というメリットがある反面、業務履行上のリスクというデメリットがある。反対に、非公募方式（特命方式）は、信用のおける相手を選定することで業務履行上のリスク回避というメリットがある反面、競争原理が作用しづらいデメリットがある。このように、それぞれの選定方法には一長一短がある。

したがって、施設の性格に応じて選定方法を決定するものとするが、本制度のメリットを享受するとともに、経験不足に伴う業務履行上のリスクや過当競争に伴うサービス低下等のリスクの回避を主眼に、公募方式においては企画提案書を総合的に評価して指定管理者を決定するプロポーザル方式を基本とする。

## ② 公募・非公募の考え方

指定管理者の選定に際し、公募方式とするか非公募方式とするのかは、当該施設の設置目的を最も効果的に達成することを基本に、次により判断するものとする。

この場合において、非公募方式とする場合は、より説明責任が求められることから、その必要性、効果や効率性等を検証し、十分説明できるようにしなければならない。

ア 民間事業者等がすでに事業展開している分野で、民間事業者等のノウハウや創意工夫が当該施設の円滑な管理運営に生かされ、サービス向上やコスト削減が期待される施設については、公募方式を原則とする。

イ 市の計画又は政策等により指定管理者が特定される場合は、非公募方式を原則とする。

ウ 外郭団体の設立目的と同様の趣旨で設置されている施設については、当該外郭団体が施設管理及び事業運営を一体的に実施することで、当該施設の設置目的が効果的に達成されると判断される場合は、非公募方式とすることができる。

エ 市民活動の拠点となる地域密着型の施設で、当該地域の人材を積極的に活用した管理運営を行うことで、地域コミュニティの中心的な施設としての機能を相当程度発揮するなど、その事業効果が期待される施設については、指定管理者として適当と認める地域団体等を選定する方法（非公募方式）とすることができる。

オ PFI その他の資金調達や整備手法などを用いて整備する施設については、当該施設の整備から管理運営まで一体的に行うことで、事業効果及び経済性の向上が期待されるなど、施設の資金調達・整備と管理運営を分離する場合に比べ、総合的に有利と判断される場合は、当該 PFI 事業者等を選定する方法（非公募方式）とすることができる。

カ その他やむを得ない事情により通常の手続きの暇がないことから、緊急に指定管理者の指定が必要となった場合は、非公募方式とすることができる。

## (4) 他の施策との整合性

本市では、平成 25 年 2 月に策定した「龍ヶ崎市公共施設再編成の基本方針」に基づき、公共施設から提供する必要性の高い機能を維持し、また、社会経済情勢や財政状況などとの整合を図るため、今後、公共施設の機能や管理運営方法の改善、さらには統合等を推進することとしている。

したがって、本方針に関する取組については、「龍ヶ崎市公共施設再編成の基本方針」に基づく取組とは密接不可分の関係にあり、今後、公共施設の機能の複合化や変更、施設整備にPFIその他の方式を採用するなど、施設の管理運営及び整備の両面における改革と齟齬が生じないように十分調整するものとする。

#### **(5) 履行の確認及び指示、指導・監督の徹底**

---

指定管理者は、本市に代わって当該施設の使用許可権限や管理権限などを代行することとなる。

したがって、当該施設の設置目的を十分理解し、また、設置者の意向に沿った管理が求められることから、管理基準及び業務範囲の明確化はもとより、指導・監督を徹底するものとする。

##### **① 定期の対応**

指定管理者による業務の適正を期するため、毎年度終了後に提出される事業報告書（地方自治法第244条の2第7項）に基づき、当該履行状況を検証し、必要な指示を行うものとする。

##### **② 随時の対応**

指定管理者に対し、当該業務又は経理の状況について報告を求め、実地に調査し、必要な指示を行うことができることから（地方自治法第244条の2第10項）、適時適切に報告や調査を行い、必要な指示を行うものとする。

##### **③ 指定の取消しなど**

指定管理者が指示に従わないとき、その他当該指定管理者による業務の継続が適当でないと認めるときは、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、指定を取り消し、又は期間を定めて当該業務の全部又は一部の停止を命令するものとする。

#### **(6) 個人情報保護及び情報公開**

---

指定管理者は、本市に代わって施設を管理することから、市個人情報保護条例及び市情報公開条例で規定する実施機関に該当するため、個人情報を保護する責務を負うとともに、積極的な情報公開が求められる。

したがって、個人情報保護制度及び情報公開制度の重要性を十分理解させ、当該条例に沿った運用が行われるよう指導・監督を徹底するものとする。

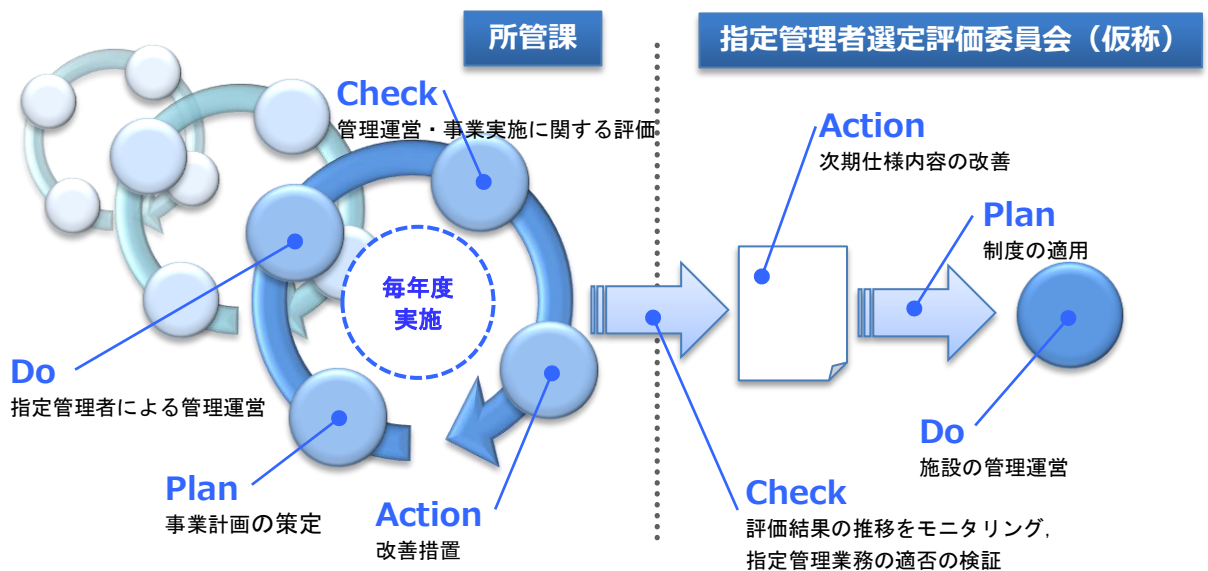
## 5 評価の実施

本制度による管理運営が、サービス向上や効率的運営のほか、利用者の安全対策や危機管理対策の状況など所期の目的に沿って適切に行われ、求められる効果や成果を上げているかに着目して評価を行うものとする。評価は、指定管理者から提出される事業報告書その他に基づき、毎年度、その所管課が行い、次年度の改善指示などに活用するものとする。さらに、時系列的な観点から重要であることから、指定管理者選定評価委員会（仮称）※1は毎年度の評価結果の推移等から、当該指定管理業務の適否を検証するとともに、次期の仕様内容の改善などに活用するものとする。

また、評価及び検証を客観的なものとするため、「指定管理者制度適用施設の評価に関する指針（仮称）※2」を策定し、同指針に基づき評価及び検証を行うものとする。

※1 指定管理者選定評価委員会（仮称）では、指定管理者候補者の選定のほか、評価結果の推移に基づく当該指定管理業務の適否の検証を行う。

※2 本制度適用施設の評価に関する基本的な考え方を示し、それに基づく評価基準、評価シートにより評価・検証を行う。



## 6 検討組織

指定管理者選定評価委員会（仮称）では、本方針の改廃を含む本制度の運用に関する検討事項を処理するとともに、本制度の適用施設における管理運営の状況及び事業効果等の検証・評価を行うものとする。

## (参考)

### 指定管理者の指定手続き

#### (1) 指定管理者制度適用工程

公の施設に本制度を適用する際、指定手続きに関する主なフローは、以下のとおり。

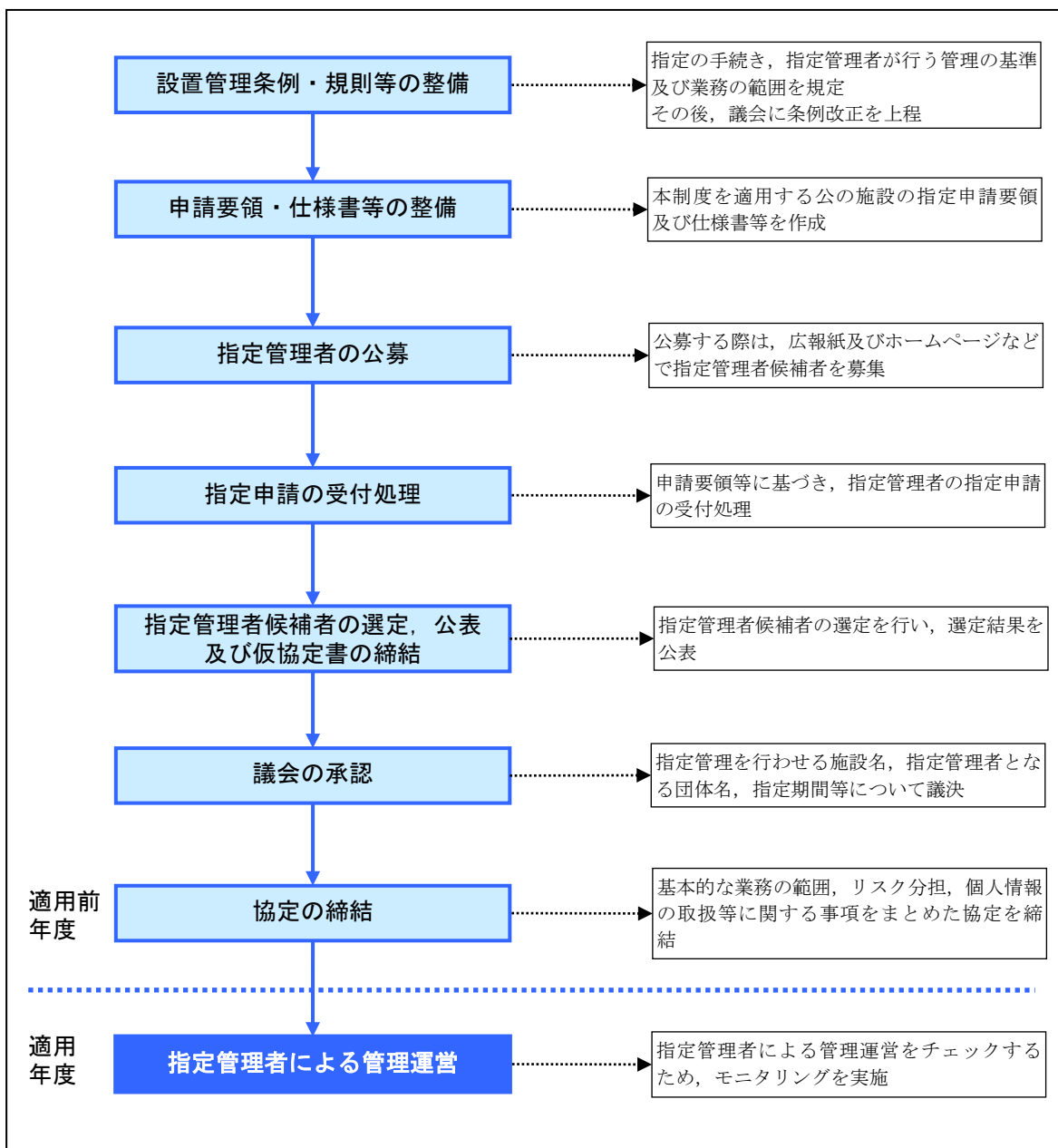


図 4 本制度の指定に関する主なフロー



## (2) 設置管理条例・規則等の整備

公の施設に本制度を適用する際、当該施設の設置管理条例に「指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項」を定める必要がある。このため、当該施設の設置管理条例に必要事項の追記修正の改正作業を行い、その後議会へ条例改正の議案を提出し、議決を経る必要がある。また、当該施設の設置管理条例施行規則等についても改正を行う。

## (3) 申請要領・仕様書等の整備

当該施設の管理基準及び業務範囲、指定申請の方法等を定めた申請要領を作成するとともに、指定管理者に行わせる業務内容を詳細に記載した仕様書を作成する。

なお、仕様書の考え方は、9ページのとおり。

### 【申請要領に明示する事項の参考例】

- ① 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の概要
- ② 指定管理者が行う管理業務の範囲
- ③ 指定管理者に管理を行わせる期間
- ④ 指定の申請の際に提出する書類
- ⑤ 申請の受付先及び受け付ける期間
- ⑥ 選定の日程等
- ⑦ 申請することができる民間事業者等の資格
- ⑧ 指定管理者候補者の選定の基準
- ⑨ 指定管理者の指定及び協定の締結
- ⑩ その他指定管理者の指定手続等に関し、必要と認める事項

### 【仕様書に明示する事項の参考例】

- ① 管理運営に関する基本的な考え方
- ② 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の概要
- ③ 指定管理者に管理を行わせる期間
- ④ 法令等の遵守
- ⑤ 指定管理者が行う業務内容
- ⑥ 管理に係る対価の支払方法に関する事項
- ⑦ 事業計画書及び収支予算書の提出
- ⑧ 指定管理者と市の責任分担及び経費の分担
- ⑨ 事業報告書等の提出
- ⑩ 調査及び監査等
- ⑪ 個人情報保護
- ⑫ その他仕様書に規定していない事項に関する取り扱い

#### (4) 指定管理者の公募

指定管理者の公募は、当該施設に関する情報（施設概要、委託費、指定期間等）、申請要領及び仕様書を掲示し、募集期間を定めて実施する。その際、市のホームページや広報紙への掲載のほか、庁舎などにも掲示し、広く周知を図るものとする。

なお、指定管理者の公募・非公募の考え方は、11 ページのとおり。

#### (5) 指定申請の受付処理

指定管理者の指定申請を受け付ける際は、申請書その他の提出書類の確認を行い、必要に応じてヒアリングや会議への出席要請を行う。

##### 【提出書類の参考例】

##### ①指定管理者の指定申請書

- ・様式で定められた指定申請書

##### ②資格確認にあたって提出する書類

- ・定款，寄付行為，規約又はこれらに類する書類
- ・法人にあつては，当該法人の登記事項証明書
- ・直近3年分の決算書（貸借対照表，損益計算書等の財務諸表）及び事業報告書
- ・直近3年分の納税証明書
- ・法人等の概要

##### ③企画提案にあたって提出する書類

- ・様式で定められた事業計画書
- ・収支予算書
- ・その他，市長が必要と認めた書類

※申請は、公募の開始の日から30日以内に受け付けるものとする。

※申請者は、龍ヶ崎市指定管理者選定委員会に出席し、事業計画の提案趣旨等を説明することができる。

## (6) 指定管理者の選定、公表及び仮協定書の締結

指定管理者候補者の選定については、申請書類等の事前審査を行った後、「龍ヶ崎市指定管理者選定委員会」において、申請要領に記載した選定基準に照らし、どの申請者が最も適切に管理を行うことができる者であるかを総合的に審査の上、候補者として選定する。

また、候補者を選定した際は、当該候補者と仮協定を締結するとともに、申請者全てに当該審査結果を通知する。さらに、選定の理由を付して遅滞なく公表する。

## (7) 議会の承認

指定管理者の指定に当たっては、次の事項について議会の議決が必要となる。

- ア 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在
- イ 指定管理者となる団体の名称及び住所
- ウ 指定の期間

## (8) 協定の締結

公の施設の管理運営にかかる市と指定管理者との基本的な関係について、協定を締結して規定する。協定では、「基本的な業務の範囲」「財産の管理」「損害賠償」等の管理運営業務の実施に必要な事項について規定する。

特に損害賠償については、リスクマネジメントの観点から明確にしておく必要があるため、「事故や施設設備の破損」「需要の変動」「天災」「物価上昇」などのリスクが顕在化した場合など、可能な限りリスクを明確にし、その負担の考え方を規定する。

また、施設の性格から、複数年の必要経費を精緻に算定できない場合は、指定期間全体にわたる基本的事項を定める基本協定とは別に、委託費の額等を定める当該事業年度の細目的事項を定める年度協定を締結する。

そのほか、個人情報保護の観点から、指定管理者が管理を通じて取得した個人に関する情報の取扱いについては十分に留意する必要がある。このため、指定管理者が行う管理の基準等を各公の施設の設置及び管理条例で定めるほか、指定管理者との間で締結する協定の中で、個人情報の事故防止に関する保護措置の規定を盛り込むこととする。

## 協定に定める事項

### 【基本協定に明示する事項の参考例】

- ① 総則（目的及び解釈，基本合意，指定期間 等）
- ② 実施体制の準備等（実施体制の準備 等）
- ③ 指定管理業務の遂行（業務の範囲・遂行，施設の使用等 等）
- ④ 甲による確認（業務計画書・収支計画書，事業報告書，業務の改善勧告 等）
- ⑤ 指定管理料及び利用料金（指定管理料の支払い・変更，利用料金の決定 等）
- ⑥ 資金の管理等（資金の管理 等）
- ⑦ 情報公開及び個人情報の保護（文書の管理及び保存，情報公開 等）
- ⑧ 行政手続等（意見陳述のための手続，苦情処理 等）
- ⑨ 事故発生時の報告及び危険の分担等（事故発生時の報告，法令の変更 等）
- ⑩ 責任及び経費分担等（リスク分担 等）
- ⑪ 原状回復等（原状回復等，事務の引継）
- ⑫ 指定期間満了以前の指定の取消し（指定の取消しによる損害賠償 等）
- ⑬ その他（協定の解釈・変更 等）
- ⑭ 雑則

### 【年度協定に明示する事項の参考例】

- ① 年度協定の目的に関する事項
- ② 年度協定の期間に関する事項
- ③ 当該年度の業務内容に関する事項
- ④ 当該年度の指定管理料に関する事項
- ⑤ 疑義の決定に関する事項
- ⑥ その他，必要な事項

## 本制度適用施設の更新時期及び適用に向けて検討中の施設

### 1 本制度適用施設の更新時期

#### (1) 平成26年4月に更新時期を迎える施設

総合福祉センター，ふるさとふれあい公園，農業公園豊作村，龍ヶ岡市民農園，文化会館，歴史民俗資料館，佐貫中央第1駐輪場，佐貫中央第2駐輪場

#### (2) 平成28年4月に更新時期を迎える施設

佐貫駅東駐輪場

### 2 適用に向けて検討中の施設

#### (1) 平成26年4月から新規に適用を予定する施設

総合運動公園（3施設），その他のスポーツ施設（グラウンド，テニスコート等の11施設）

#### (2) 将来の適用に向けて検討中，あるいは，検討を予定する施設

佐貫駅東口広場駐車場，中央図書館，森林公園，子育て支援センター「さんさん館」，元気サロン松葉館，コミュニティセンター（13施設），市民活動センター，市営斎場，市街地活力センター「まいん」，にぎわい広場，市営住宅（4施設）

公の施設名	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
総合福祉センター 他7施設							
佐貫駅東駐輪場							
総合運動公園，その他のスポーツ施設							